

第62回 通常総会議案

令和7年6月20日（金）午後2時

津市北河路町19-1

メッセウイング・みえ 2階 大研修室

一般社団法人 三重県猟友会

通 常 総 会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 功労者表彰（大日本獺友会長表彰）

4. 来賓祝辞

（休 憩）

5. 議長の選出

6. 議事録署名人の指名

7. 議 事

第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算報告について

第2号議案 令和7年度事業計画及び収支予算について

第3号議案 定款の一部改正について

8. 報告事項

公益目的支出計画実施報告書について

9. 閉 会

第 1 号議案

令和 6 年度事業報告及び収支決算報告について

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

令和6年度 事業報告

月 日	行 事 名	会 場	備考
令和6年4月24日	第1回講師会	メッセウイング・みえ	講師会
令和6年5月8日	第1回事故防止委員会	三重県林業会館	事故防止委員会
令和6年5月15日	第1回幹部会	三重県林業会館	幹部会
令和6年5月29日	第1回監事会	三重県林業会館	監事
令和6年6月2日	三重県猟友会安全狩猟射撃大会	上野射撃場 参加者38名	事故防止委員会
令和6年6月5日	第1回総務委員会	メッセウイング・みえ	総務委員会
令和6年6月5日	第1回理事会	メッセウイング・みえ	総務委員会
令和6年6月8日	第1回初心者狩猟免許取得講習会	メッセウイング・みえ	講師会
令和6年6月26日	第2回理事会	メッセウイング・みえ	総務委員会
令和6年6月26日	三重県猟友会第61回通常総会	メッセウイング・みえ	総務委員会
令和6年7月3日	第2回幹部会	三重県林業会館	幹部会
令和6年7月21日	第2回初心者狩猟免許取得講習会	メッセウイング・みえ	講師会
令和6年7月24日	第3回理事会	メッセウイング・みえ	総務委員会
令和6年7月31日	狩猟者登録事務説明会	メッセウイング・みえ	幹部
令和6年8月21日	第2回総務委員会	三重県林業会館	総務委員会
令和6年8月27日	第1回自然環境対策委員会	三重県林業会館	自然環境対策委員会
令和6年8月～12月	狩猟等安全対策事業実施(猟期前練習)	849名(上野・大阪・田辺・揖斐・愛知・京都笠取・京北・土岐・関国際・兵庫射撃場)	
令和6年9月1日～令和7年3月15日	狩猟者登録事務	県内登録者(2,594件) 県外登録者(323件)	
令和6年9月11日	第4回理事会	メッセウイング・みえ	総務委員会
令和6年9月22日	安全狩猟射撃全国大会	福岡県筑紫野市	事故防止委員会
令和6年10月8日	指定管理鳥獣捕獲等事業講習会開催(伊勢・鳥羽・南伊勢・度会・玉城・大紀・紀北)	伊勢庁舎	総務委員会
令和6年10月9日	指定管理鳥獣捕獲等事業講習会開催(伊賀支部)	伊賀庁舎	総務委員会
令和6年10月11日	指定管理鳥獣捕獲等事業講習会開催(いなべ・四日市・鈴鹿・亀山)	四日市庁舎	総務委員会
令和6年10月15日	指定管理鳥獣捕獲等事業講習会開催(津・松阪・多気・明和・大台)	松阪庁舎	総務委員会
令和6年10月16日	指定管理鳥獣捕獲等事業講習会開催(志摩)	志摩庁舎	総務委員会
令和6年10月10日	第3回総務委員会	三重県林業会館	総務委員会
令和6年10月31日	獣害につよい三重づくりフォーラム	三重県総合文化センター	自然環境委員会
令和6年11月6日	第2回事故防止委員会	三重県林業会館	事故防止委員会
令和6年11月18日	キジ放鳥事業	144羽 菰野・鈴鹿・津・松阪・伊賀・度会・伊勢・鳥羽	自然環境委員会
令和6年10月23日	第5回理事会	メッセウイング・みえ	総務委員会
令和6年11月1日	会報誌 猟友47号発行(2,700部)		総務委員会
令和6年11月1日～令和7年2月28日	指定管理鳥獣捕獲等事業実施(18支部)	イノシシ 1,296頭 いなべ・四日市・菰野・鈴鹿・亀山・津・松阪・多気・明和・大台・伊勢・鳥羽・志摩・南伊勢・度会・玉城・大紀・伊賀・紀北 ニホンジカ 227頭 いなべ・伊賀・津・大台	総務委員会
令和6年11月22日	第6回理事会	メッセウイング・みえ	総務委員会
令和6年12月11日	わな実務講習会	青少年野外活動センター	総務委員会
令和6年12月18日	銃実務講習会	上野射撃場	総務委員会
令和7年1月29日	第4回総務委員会	三重県林業会館	総務委員会
令和7年2月19日	第5回総務委員会	三重県林業会館	総務委員会
令和7年3月12日	第7回理事会	メッセウイング・みえ	総務委員会
令和7年3月	実のなる木植栽運動実施	菰野・度会・伊賀支部	自然環境委員会

貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金	24,220	161,774	△137,554
普 通 預 金	44,840,255	43,795,732	1,044,523
未 収 金	83,370,000	76,378,600	6,991,400
貯 蔵 品	24,426	0	24,426
幹 旋 物 品	45,001	57,547	△12,546
流 動 資 産 合 計	128,303,902	120,393,653	7,910,249
2 固 定 資 産			
(1) 特 定 資 産			
建 物 管 理 引 当 定 期 預 金	17,163,323	16,663,228	500,095
備 品 購 入 引 当 定 期 預 金	3,068,457	2,968,438	100,019
退 職 給 付 引 当 定 期 預 金	2,405,882	2,405,873	9
特 定 資 産 合 計	22,637,662	22,037,539	600,123
(2) そ の 他 固 定 資 産			
建 物	5,244,943	5,447,127	△202,184
什 器 備 品	34,748	52,094	△17,346
建 物 付 属 設 備	678,178	739,780	△61,602
そ の 他 固 定 資 産 合 計	5,957,869	6,239,001	△281,132
固 定 資 産 合 計	28,595,531	28,276,540	318,991
資 産 合 計	156,899,433	148,670,193	8,229,240
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未 払 金	61,972,118	46,791,772	15,180,346
預 り 金	438,996	410,742	28,254
未 払 消 費 税 等	1,225,200	2,666,200	△1,441,000
流 動 負 債 合 計	63,636,314	49,868,714	13,767,600
2 固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金	834,800	590,000	244,800
固 定 負 債 合 計	834,800	590,000	244,800
負 債 合 計	64,471,114	50,458,714	14,012,400
III 正 味 財 産 の 部			
1 一 般 正 味 財 産	92,428,319	98,211,479	△5,783,160
(内 特 定 資 産 へ の 充 当 額)	(22,637,662)	(22,037,539)	(600,123)
正 味 財 産 合 計	92,428,319	98,211,479	△5,783,160
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	156,899,433	148,670,193	8,229,240

貸借対照表内訳表

令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	総合計
I 資 産 の 部					
1 流 動 資 産					
現 金	0	0	24,220	0	24,220
普 通 預 金	△49,877,032	63,021,136	31,696,151	0	44,840,255
未 収 金	79,520,000	3,850,000	0	0	83,370,000
貯 蔵 品	0	24,426	0	0	24,426
幹 旋 物 品	0	45,001	0	0	45,001
流 動 資 産 合 計	29,642,968	66,940,563	31,720,371	0	128,303,902
2 固 定 資 産					
(1) 特 定 資 産					
建物管理引当定期預金	0	0	17,163,323	0	17,163,323
備品購入引当定期預金	0	0	3,068,457	0	3,068,457
退職給付引当定期預金	0	0	2,405,882	0	2,405,882
特 定 資 産 合 計	0	0	22,637,662	0	22,637,662
(2) そ の 他 固 定 資 産					
建 物	0	0	5,244,943	0	5,244,943
什 器 備 品	0	0	34,748	0	34,748
建 物 付 属 設 備	0	0	678,178	0	678,178
そ の 他 固 定 資 産 合 計	0	0	5,957,869	0	5,957,869
固 定 資 産 合 計	0	0	28,595,531	0	28,595,531
資 産 合 計	29,642,968	66,940,563	60,315,902	0	156,899,433
II 負 債 の 部					
1 流 動 負 債					
未 払 金	60,606,904	8,800	1,356,414	0	61,972,118
預 り 金	0	54,400	384,596	0	438,996
未 払 消 費 税 等	1,077,602	146,471	1,127	0	1,225,200
流 動 負 債 合 計	61,684,506	209,671	1,742,137	0	63,636,314
2 固 定 負 債					
退 職 給 付 引 当 金	0	0	834,800	0	834,800
固 定 負 債 合 計	0	0	834,800	0	834,800
負 債 合 計	61,684,506	209,671	2,576,937	0	64,471,114
III 正 味 財 産 の 部					
1 一 般 正 味 財 産					
(内特定資産への充当額)	(0)	(0)	(22,637,662)	(0)	(22,637,662)
正 味 財 産 合 計	△32,041,538	66,730,892	57,738,965	0	92,428,319
負債及び正味財産合計	29,642,968	66,940,563	60,315,902	0	156,899,433

正味財産増減計算書

令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一 般 正 味 財 産 増 減 の 部			
1 経 常 増 減 の 部			
(1) 経 常 収 益			
① 特 定 資 産 運 用 益			
特 定 資 産 受 取 利 息	824	635	189
② 受 取 会 費			
三 重 県 猟 友 会 費	8,132,000	8,276,000	△144,000
大 日 本 猟 友 会 費	7,264,400	7,458,700	△194,300
③ 事 業 収 益			
狩 猟 者 登 録 事 務 等 委 託 収 入	3,850,000	3,806,000	44,000
指 定 管 理 鳥 獣 捕 獲 事 業 委 託 費 収 入	78,595,000	71,610,000	6,985,000
狩 猟 免 許 予 備 講 習 会 収 入	3,003,000	2,923,000	80,000
証 紙 売 り 捌 き 手 数 料 収 入	114,516	116,179	△1,663
共 済 事 務 手 数 料 収 入	80,300	94,780	△14,480
購 買 品 売 却 収 入	3,114,870	2,103,140	1,011,730
射 撃 大 会 収 入	144,000	164,000	△20,000
④ 受 取 補 助 金 等			
猟 友 会 活 動 助 成 金	996,000	1,032,000	△36,000
狩 猟 事 故 防 止 事 業 助 成 金	1,173,000	1,221,000	△48,000
射 撃 大 会 助 成 金 収 入	0	1,800,000	△1,800,000
狩 猟 等 安 全 対 策 事 業 補 助 金	925,000	959,000	△34,000
担 い 手 育 成 助 成 金 収 入	1,052,000	642,000	410,000
⑤ 雑 収 益			
受 取 利 息	30,403	515	29,888
雑 収 益	576,552	1,499,484	△922,932
経 常 収 益 計	109,051,865	103,706,433	5,345,432
(2) 経 常 費 用			
① 事 業 費			
事 業 経 費			
給 料 手 当	12,172,687	11,684,458	488,229
臨 時 雇 賃 金	594,140	759,905	△165,765
退 職 給 付 費 用	195,840	1,816,025	△1,620,185
法 定 福 利 費	968,023	1,472,184	△504,161
福 利 厚 生 費	51,000	78,600	△27,600
旅 費 交 通 費	3,998,658	3,355,802	642,856
通 信 運 搬 費	994,308	753,685	240,623
会 議 費	2,433,418	3,749,206	△1,315,788
減 価 償 却 費	347,600	1,160,680	△813,080
消 耗 什 器 備 品 費	150,000	100,000	50,000
消 耗 品 費	1,180,449	1,043,297	137,152

(単位：円)

科 目					当 年 度	前 年 度	増 減
物 品 購 買 費					2,203,306	1,311,656	891,650
印 刷 製 本 費					1,050,953	1,132,739	△81,786
広 告 宣 伝 費					135,300	930,490	△795,190
図 書 研 修 費					402,930	565,070	△162,140
保 険 料					1,488,400	1,436,436	51,964
諸 謝 金					210,988	167,475	43,513
租 税 公 課					3,427,204	4,336,954	△909,750
支 払 リ ー ス 料					2,785,078	234,034	2,551,044
支 払 負 担 金					30,000	30,000	0
キ ジ 代					648,000	630,000	18,000
委 託 費					63,070,882	47,916,339	15,154,543
ク レ ー 代					193,650	172,232	21,418
狩 猟 等 安 全 対 策 事 業 費					849,000	883,000	△34,000
共 通 管 理 費					556,491	633,187	△76,696
渉 外 費					46,398	32,268	14,130
雑 費					3,740	0	3,740
事 業 費 計					100,188,443	86,385,722	13,802,721
② 管 理 費							
給 料 手 当					2,745,678	564,446	2,181,232
退 職 給 付 費 用					48,960	320,475	△271,515
法 定 福 利 費					858,441	163,578	694,863
福 利 厚 生 費					657,467	471,337	186,130
旅 費 交 通 費					368,970	117,894	251,076
通 信 運 搬 費					88,418	78,227	10,191
会 議 費					90,640	115,408	△24,768
減 価 償 却 費					281,132	289,792	△8,660
消 耗 品 費					25,086	5,676	19,410
印 刷 製 本 費					22,811	11,433	11,378
保 険 料					103,560	91,990	11,570
諸 謝 金					316,491	251,223	65,268
租 税 公 課					909,646	661,696	247,950
支 払 リ ー ス 料					65,011	26,006	39,005
支 払 負 担 金					198,000	265,000	△67,000
日 獵 支 払 負 担 金					7,264,400	7,458,700	△194,300
支 払 寄 付 金					13,000	70,000	△57,000
共 通 管 理 費					424,052	182,205	241,847
渉 外 費					39,859	168,040	△128,181
雑 費					124,960	87,010	37,950
管 理 費 計					14,646,582	11,400,136	3,246,446
経 常 費 用 計					114,835,025	97,785,858	17,049,167

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	△5,783,160	5,920,575	△11,703,735
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△5,783,160	5,920,575	△11,703,735
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△5,783,160	5,920,575	△11,703,735
当期一般正味財産増減額	△5,783,160	5,920,575	△11,703,735
一般正味財産期首残高	98,211,479	92,290,904	5,920,575
一般正味財産期末残高	92,428,319	98,211,479	△5,783,160
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	92,428,319	98,211,479	△5,783,160

正味財産増減計算書内訳表

令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	総合計
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 特定資産運用益					
特定資産受取利息	0	0	824	0	824
② 受取会費					
三重県猟友会費	0	0	8,132,000	0	8,132,000
大日本猟友会費	0	0	7,264,400	0	7,264,400
③ 事業収益					
狩猟者登録事務等委託収入	0	3,850,000	0	0	3,850,000
指定管理鳥獣捕獲事業委託費収入	78,595,000	0	0	0	78,595,000
狩猟免許予備講習会収入	0	3,003,000	0	0	3,003,000
証紙売り捌き手数料収入	0	114,516	0	0	114,516
共済事務手数料収入	0	0	80,300	0	80,300
購買品売却収入	0	3,114,870	0	0	3,114,870
射撃大会収入	0	144,000	0	0	144,000
④ 受取補助金等					
猟友会活動助成金	0	996,000	0	0	996,000
狩猟事故防止事業助成金	0	1,173,000	0	0	1,173,000
狩猟等安全対策事業補助金	925,000	0	0	0	925,000
担い手育成助成金収入	0	1,052,000	0	0	1,052,000
⑤ 雑収益					
受取利息	0	0	30,403	0	30,403
雑収益	103,968	470,584	2,000	0	576,552
経常収益計	79,623,968	13,917,970	15,509,927	0	109,051,865
(2) 経常費用					
① 事業費					
事業経費					
給料手当	8,777,017	3,395,670	0	0	12,172,687
臨時雇賃金	0	594,140	0	0	594,140
退職給付費用	146,880	48,960	0	0	195,840
法定福利費	730,584	237,439	0	0	968,023
福利厚生費	0	51,000	0	0	51,000
旅費交通費	1,548,289	2,450,369	0	0	3,998,658
通信運搬費	723,675	270,633	0	0	994,308
会議費	342,950	2,090,468	0	0	2,433,418
減価償却費	347,600	0	0	0	347,600
消耗什器備品費	150,000	0	0	0	150,000
消耗品費	884,474	295,975	0	0	1,180,449
物品購買費	0	2,203,306	0	0	2,203,306

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	総合計
印刷製本費	485,811	565,142	0	0	1,050,953
広告宣伝費	0	135,300	0	0	135,300
図書研修費	0	402,930	0	0	402,930
保険料	1,488,400	0	0	0	1,488,400
諸謝金	105,495	105,493	0	0	210,988
租税公課	3,021,521	405,683	0	0	3,427,204
支払リース料	2,655,058	130,020	0	0	2,785,078
支払負担金	0	30,000	0	0	30,000
キジ代	648,000	0	0	0	648,000
委託費	63,070,882	0	0	0	63,070,882
クレー代	0	193,650	0	0	193,650
狩猟等安全対策事業費	849,000	0	0	0	849,000
共通管理費	386,876	169,615	0	0	556,491
渉外費	31,944	14,454	0	0	46,398
雑費	940	2,800	0	0	3,740
事業費計	86,395,396	13,793,047	0	0	100,188,443
② 管理費					
給料手当	0	0	2,745,678	0	2,745,678
退職給付費用	0	0	48,960	0	48,960
法定福利費	0	0	858,441	0	858,441
福利厚生費	0	0	657,467	0	657,467
旅費交通費	0	0	368,970	0	368,970
通信運搬費	0	0	88,418	0	88,418
会議費	0	0	90,640	0	90,640
減価償却費	0	0	281,132	0	281,132
消耗品費	0	0	25,086	0	25,086
印刷製本費	0	0	22,811	0	22,811
保険料	0	0	103,560	0	103,560
諸謝金	0	0	316,491	0	316,491
租税公課	0	0	909,646	0	909,646
支払リース料	0	0	65,011	0	65,011
支払負担金	0	0	198,000	0	198,000
日猟支払負担金	0	0	7,264,400	0	7,264,400
支払寄付金	0	0	13,000	0	13,000
共通管理費	0	0	424,052	0	424,052
渉外費	0	0	39,859	0	39,859
雑費	0	0	124,960	0	124,960
管理費計	0	0	14,646,582	0	14,646,582
経常費用計	86,395,396	13,793,047	14,646,582	0	114,835,025
評価損益等調整前当期経常増減額	△6,771,428	124,923	863,345	0	△5,783,160

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	総合計
評 価 損 益 等 計	0	0	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	△6,771,428	124,923	863,345	0	△5,783,160
2 経 常 外 増 減 の 部					
(1) 経 常 外 収 益					
経 常 外 収 益 計	0	0	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用					
経 常 外 費 用 計	0	0	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△6,771,428	124,923	863,345	0	△5,783,160
当期一般正味財産増減額	△6,771,428	124,923	863,345	0	△5,783,160
一般正味財産期首残高	△25,270,110	66,605,969	56,875,620	0	98,211,479
一般正味財産期末残高	△32,041,538	66,730,892	57,738,965	0	92,428,319
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正 味 財 産 期 末 残 高	△32,041,538	66,730,892	57,738,965	0	92,428,319

財 産 目 録

令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	場 所 等	物 量	使 用 目 的 等	金 額
I 資 産 の 部				
1 流 動 資 産				
現 金 ・ 預 金				
現 金	手元保管		運転資金	24,220
普 通 預 金	百五銀行 県庁支店	1 口	運転資金	44,840,255
未 収 金	三重県	3 件	R6年度狩猟者登録事務の一部委託事業他	83,370,000
貯 蔵 品	クオカード	18 枚	射撃大会記念品	24,426
幹 旋 物 品	三重県猟友会事務局	905 点	会員幹旋標識	45,001
流 動 資 産 合 計				128,303,902
2 固 定 資 産				
(1) 特 定 資 産				
建 物 管 理 引 当 定 期 預 金	百五銀行 県庁支店	19 口	建物改修資金として管理されている預金	17,163,323
備 品 購 入 引 当 定 期 預 金	百五銀行 県庁支店	19 口	備品購入資金として管理されている預金	3,068,457
退 職 給 付 引 当 定 期 預 金	百五銀行 県庁支店	7 口	職員退職手当資金として管理されている預金	2,405,882
特 定 資 産 合 計				22,637,662
(2) そ の 他 固 定 資 産				
建 物	津市桜橋 1 丁目 1 0 4 番の 3	39.83 m ²	鉄筋コンクリート造式階部分の区分所有建物であり、会議室及び事務室として使用している。改装工事費用含む	5,244,943
什 器 備 品	三重県猟友会事務局	3 台	パソコン、エアコン	34,748
建 物 付 属 設 備	津市桜橋 1 丁目 1 0 4 番の 3		事務室及び会議室電気工事代	678,178
そ の 他 固 定 資 産 合 計				5,957,869
固 定 資 産 合 計				28,595,531
資 産 合 計				156,899,433
II 負 債 の 部				
1 流 動 負 債				
未 払 金	津年金事務所他	11 件	社会保険料等の未払分	61,972,118
預 り 金	職員	3 件	源泉所得税他預り分	384,596
	大日本猟友会		帽子、ベスト用品等預り金	50,500
	大日本猟友会		政連預り金	3,900
未 払 消 費 税 等	津税務署			1,225,200
流 動 負 債 合 計				63,636,314
2 固 定 負 債				
退 職 給 付 引 当 金	職員に対するもの		職員 1 名に対する退職金の支払いに備えたもの	834,800
固 定 負 債 合 計				834,800
負 債 合 計				64,471,114
正 味 財 産				92,428,319

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・・・最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法

無形固定資産・・・定額法

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
建物管理引当定期預金	16,663,228	500,095	0	17,163,323
備品購入引当定期預金	2,968,438	100,019	0	3,068,457
退職給付引当定期預金	2,405,873	9	0	2,405,882
合 計	22,037,539	600,123	0	22,637,662

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
建物管理引当定期預金	17,163,323	0	(17,163,323)	0
備品購入引当定期預金	3,068,457	0	(3,068,457)	0
退職給付引当定期預金	2,405,882	0	(2,405,882)	0
合 計	22,637,662	(0)	(22,637,662)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	10,759,232	5,514,289	5,244,943
什器備品	748,183	713,435	34,748
建物付属設備	919,453	241,275	678,178
合 計	12,426,868	6,468,999	5,957,869

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金		0	0	0	0	
猟友会活動助成金	大日本猟友会	0	996,000	996,000	0	
鳥獣保護増殖事業助成金	大日本猟友会	0	0	0	0	
狩猟事故防止事業助成金	大日本猟友会	0	1,173,000	1,173,000	0	
担い手育成確保助成金	大日本猟友会	0	1,052,000	1,052,000	0	
補助金		0	0	0	0	
狩猟等安全対策事業費補助金	三重県	0	925,000	925,000	0	
合 計		0	4,146,000	4,146,000	0	

付 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、注記において記載しているため省略する。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	590,000	244,800	0	0	834,800

令和7年5月30日

一般社団法人 三重県猟友会
会 長 中垣 和穂 様

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの当法人の事業年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容 1

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要会議に出席し、理事等からその職務執行について報告を受け、書類等を閲覧し、当法人の事務所において業務及び財産の状況を調査しました

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその付属明細書を監査しました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及び付属明細書について監査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

計算書類及び付属明細書は当法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

一般社団法人 三重県猟友会

監 事 森 徹也



監 事 浦林 敏生



監 事 山口 和宏



期末における会計監査

監査実施日 令和 7 年 6 月 2 日

監査項目	チェック	コメント
貸借対照表		
(1) 現金、小口現金の金種表	✓	現金出納帳の残高と照合。
(2) 預貯金の残高証明書	✓	残高証明書及び通帳原本で確認。
(3) 固定資産台帳・減価償却費明細書	✓	パソコン 3台 確認。別金リースパソコン有。
(4) 棚卸資産の明細書	✓	ケカート残数を確認。標識残数を確認。
(5) 未収金・未払金の明細書	✓	売上請求書確認。競賞金の引当明細書も確認。
(6) 退職給付引当金の計算資料	✓	慣例に従い引当している。
(7)		
損益計算書		
(1) 給与台帳	✓	毎月の台帳と確認。
(2) 所得税徴収高計算書	✓	令和7年1月納付の計算書を確認。
給与台帳と照合	✓	
(3) 社会保険料納入告知書	✓	社保4月納入告知書を確認。
給与台帳と照合	✓	
(4) 領収証・請求書の保存		元帳から現金払の領収証 3枚確認。
領収証等と帳簿等の照合(一部抜粋)	✓	元帳から振込金の請求書 3枚確認。
(5) 正味財産繰越残高	✓	残高照合
(6)		

令和 7 年 6 月 2 日

確認署名

菊山 忠久



第 2 号議案

令和 7 年度事業計画及び収支予算について

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

令和7年度 事業計画

1. 総務委員会

- (1) 総会・理事会の開催
- (2) 狩猟功労者の顕彰
- (3) 狩猟者登録事務の受託
- (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の受託
- (5) 初心者狩猟免許取得予備講習会の開催
- (6) 県の行う狩猟免許試験、経験者狩猟免許更新講習会、公安委員会等の講習会への協力
- (7) 狩猟関係の現行諸制度改善の調査研究及び関係機関への要望活動
- (8) 県行政（自然環境、自然保護、森林施策等）への協力
- (9) 広報誌「猟友」の発行、配布
- (10) 狩猟事故共済、ハンター保険への加入促進
- (11) 鳥獣保護及び狩猟に関する一般県民への普及活動
- (12) 電波法の遵守の推進
- (13) 支部長会議の開催
- (14) 狩猟に関する資料の収集及び伝達、広報に関する事項
- (15) その他委員会に属さない事項

2. 事故防止委員会

- (1) 狩猟事故防止の徹底と狩猟マナーの向上の推進
- (2) 射撃大会の開催
- (3) 猟銃用火薬類無許可譲受票の発行
- (4) 銃砲所持の安全管理と残火薬類の適正措置の推進
- (5) 狩猟指導員に関する事項
- (6) その他狩猟事故防止に必要な事項

3. 自然環境対策委員会

- (1) 猟野全域における有害鳥獣捕獲への協力
- (2) キジ放鳥の実施
- (3) 狩猟環境の整備に関する関係機関への要望活動
- (4) 鳥獣食餌（実のなる木）植栽運動の実施
- (5) 保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域などの設定への協力
- (6) その他鳥獣の保護増殖に必要な事項

令和7年度 収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	令和7年度	令和6年度	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益				
特定資産受取利息	635	1,500	△ 865	
② 受取会費				
三重県猟友会費	7,960,000	8,160,000	△ 200,000	網0 罟950 第1種1,000
大日本猟友会費	7,117,000	7,357,000	△ 240,000	第2種40 合計1990名
③ 事業収益				
狩猟者登録事務等委託収入	3,715,600	3,428,100	287,500	登録者2,800名
指定管理捕獲等事業委託収入	77,990,000	0	77,990,000	
狩猟者狩猟免許予備講習会収入	3,200,000	3,040,000	160,000	受講者200名
証紙売り捌き手数料収入	109,200	105,480	3,720	2,800枚
共済事務手数料収入	42,000	90,000	△ 48,000	
購買品売却収入	1,339,500	3,500,000	△ 2,160,500	狩猟読本・ラベル
射撃大会収入	168,000	240,000	△ 72,000	42名
④ 受取補助金等				
近畿連合大会助成金	0	0	0	射撃大会・総会
狩猟事故防止事業助成金	1,200,000	1,230,000	△ 30,000	
担手育成確保助成金	900,000	900,000	0	第1種新規
猟友会活動助成金	1,005,000	1,100,000	△ 95,000	
狩猟等安全対策事業補助金	1,010,000	950,000	60,000	狩猟前射撃練習950名
③ 雑収益				
受取利息	500	500	0	
雑収益	530,000	800,000	△ 270,000	広告料・ハンター保険等
経常収益計	106,287,435	30,902,580	75,384,855	
(2) 経常費用				
① 事業費				
事業経費				
給料手当	10,120,000	8,560,000	1,560,000	職員・役員日当
臨時雇賃金	1,080,000	720,000	360,000	登録事務等
退職給付費用	312,000	192,000	120,000	
福利厚生費	447,240	0	447,240	交通費等
法定福利費	1,144,640	636,000	508,640	社会保険料 雇用保険
旅費交通費	2,635,000	1,190,000	1,445,000	委員会 講習会 射撃大会等
減価償却費	203,000	0	203,000	
通信運搬費	808,000	400,000	408,000	
会議費	1,785,000	833,000	952,000	委員会 講習会 射撃大会
消耗什器備品費	200,000	200,000	0	実のなる木
消耗品費	892,500	212,500	680,000	
物品購買費	893,000	1,880,000	△ 987,000	狩猟読本・ラベル
印刷製本費	935,000	297,500	637,500	会報印刷 コピー料金
広告宣伝費	105,600	132,000	△ 26,400	ホームページ
図書研修費	475,200	432,000	43,200	講習会例題集等
保険料	1,415,500	20,000	1,395,500	指定管理・役員傷害保険
租税公課	4,500,000	200,000	4,300,000	消費税・法人税等
支払リース料	2,453,400	204,000	2,249,400	事務機器
共通管理費	408,000	275,000	133,000	会館管理費
諸謝金	237,600	140,000	97,600	税理士 司法書士 弁護士等
キジ代	648,000	400,000	248,000	
委託費	56,884,000	100,000	56,784,000	放鳥費・報償費等
クレー代	193,000	210,000	△ 17,000	県猟友会射撃大会
狩猟等安全対策事業費	950,000	900,000	50,000	狩猟前練習
新会員助成金事業費	400,000	0	400,000	新規会員100名
渉外費	32,000	0	32,000	慶弔費等
雑費	90,000	54,000	36,000	pc契約等
事業費計	90,247,680	18,188,000	72,059,680	

科 目	令和7年度	令和6年度	増減	備考
②管理費				
給料手当	2,530,000	2,140,000	390,000	職員・役員
退職給付費用	78,000	48,000	30,000	
臨時雇賃金	120,000	80,000	40,000	
法定福利費	423,360	564,000	△ 140,640	
福利厚生費	298,160	520,000	△ 221,840	
旅費交通費	465,000	210,000	255,000	総会 理事会等
通信運搬費	202,000	100,000	102,000	
減価償却費	87,000	117,000	△ 30,000	
会議費	315,000	147,000	168,000	総会 理事会等
消耗品費	157,500	37,500	120,000	
修繕費	50,000	100,000	△ 50,000	事務所修理
印刷製本費	165,000	52,500	112,500	
図書研修費	52,800	48,000	4,800	
保険料	74,500	60,000	14,500	火災保険 役員傷害保険
諸謝金	356,400	210,000	146,400	
租税公課	500,000	300,000	200,000	
支払リース料	156,600	68,000	88,600	
支払負担金	223,000	150,000	73,000	
大日本支払負担金	7,117,000	7,357,000	△ 240,000	大日本猟友会費
共通管理費	408,000	275,000	133,000	
支払寄付金	10,000	10,000	0	募金
渉外費	8,000	100,000	△ 92,000	
雑費	10,000	6,000	4,000	
管理費計	13,807,320	12,700,000	1,107,320	
経常費用計	104,055,000	30,888,000	73,167,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	2,232,435	14,580	2,217,855	
評価損益等計				
当期経常増減額	2,232,435	14,580	2,217,855	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
税引前一般正味財産増減額	2,232,435	14,580	2,217,855	
当期一般正味財産増減額	2,232,435	14,580	2,217,855	
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高				
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高	2,232,435	14,580	2,217,855	

令和7年度 収支予算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業	その他事業	法人	内部取引控除	合計
	鳥獣保護事業	事故防止事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 特定資産運用益					
特定資産受取利息	0	0	635	0	635
② 受取会費					0
三重県猟友会費	0	0	7,960,000	0	7,960,000
大日本猟友会費	0	0	7,117,000	0	7,117,000
③ 事業収益					0
狩猟者登録事務等委託収入	0	0	3,715,600	0	3,715,600
指定管理捕獲等事業委託収入	77,990,000	0	0	0	77,990,000
狩猟者狩猟免許予備講習会収入	0	3,200,000	0	0	3,200,000
証紙売り捌き手数料収入	0	109,200	0	0	109,200
共済事務手数料収入	0	0	42,000	0	42,000
購買品売却収入	0	1,339,500	0	0	1,339,500
射撃大会収入	0	168,000	0	0	168,000
④ 受取補助金等				0	0
近畿連合大会助成金	0	0	0	0	0
狩猟事故防止事業助成金	0	1,200,000	0	0	1,200,000
担手育成確保助成金	0	900,000	0	0	900,000
猟友会活動助成金	0	1,005,000	0	0	1,005,000
狩猟等安全対策事業補助金	1,010,000	0	0	0	1,010,000
⑤ 雑収益				0	0
受取利息	0	0	500	0	500
雑収益		530,000	0	0	530,000
経常収益計	79,000,000	8,451,700	18,835,735	0	106,287,435
(2) 経常費用					0
① 事業費					0
事業経費					0
給料手当	7,590,000	2,530,000	0	0	10,120,000
臨時雇賃金	720,000	360,000	0	0	1,080,000
退職給付費用	234,000	78,000	0	0	312,000
福利厚生費	447,240	0	0	0	447,240
法定福利費	940,800	203,840	0	0	1,144,640
旅費交通費	1,240,000	1,395,000	0	0	2,635,000
減価償却費	116,000	87,000	0	0	203,000
通信運搬費	404,000	404,000	0	0	808,000
会議費	630,000	1,155,000	0	0	1,785,000
消耗什器備品費	200,000	0	0	0	200,000
消耗品費	630,000	262,500	0	0	892,500
物品購買費	0	893,000	0	0	893,000
印刷製本費	165,000	770,000	0	0	935,000
広告宣伝費	0	105,600	0	0	105,600
図書研修費	0	475,200	0	0	475,200
保険料	1,415,500	0	0	0	1,415,500
租税公課	4,000,000	500,000	0	0	4,500,000
支払リース料	2,349,000	104,400	0	0	2,453,400
共通管理費	244,800	163,200	0	0	408,000
諸謝金	118,800	118,800	0	0	237,600
キジ代	648,000	0	0	0	648,000
委託費	56,884,000	0	0	0	56,884,000
クレー代	0	193,000	0	0	193,000
狩猟等安全対策事業費	950,000	0	0	0	950,000
新会員助成金事業費	0	400,000	0	0	400,000
渉外費	32,000	0	0	0	32,000
雑費	0	90,000	0	0	90,000
事業費計	79,959,140	10,288,540	0	0	90,247,680

科 目	実施事業	その他事業	法人	内部取引控除	合計
	鳥獣保護事業	事故防止事業			
②管理費					0
給料手当	0	0	2,530,000	0	2,530,000
退職給付費用	0	0	78,000	0	78,000
臨時雇賃金	0	0	120,000	0	120,000
法定福利費	0	0	423,360	0	423,360
福利厚生費	0	0	298,160	0	298,160
旅費交通費	0	0	465,000	0	465,000
通信運搬費	0	0	202,000	0	202,000
減価償却費	0	0	87,000	0	87,000
会議費	0	0	315,000	0	315,000
消耗品費	0	0	157,500	0	157,500
修繕費	0	0	50,000	0	50,000
印刷製本費	0	0	165,000	0	165,000
図書研修費	0	0	52,800	0	52,800
保険料	0	0	74,500	0	74,500
諸謝金	0	0	356,400	0	356,400
租税公課	0	0	500,000	0	500,000
支払リース料	0	0	156,600	0	156,600
支払負担金	0	0	223,000	0	223,000
大日本支払負担金	0	0	7,117,000	0	7,117,000
共通管理費	0	0	408,000	0	408,000
支払寄付金	0	0	10,000	0	10,000
渉外費	0	0	8,000	0	8,000
雑費	0	0	10,000	0	10,000
管理費計	0	0	13,807,320	0	13,807,320
経常費用計	79,959,140	10,288,540	13,807,320	0	104,055,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 959,140	△ 1,836,840	5,028,415	0	2,232,435
評価損益等計					0
当期経常増減額	△ 959,140	△ 1,836,840	5,028,415	0	2,232,435
2. 経常外増減の部					0
(1) 経常外収益					0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					0
経常外費用計					0
当期経常外増減額					0
税引前一般正味財産増減額	△ 959,140	△ 1,836,840	5,028,415	0	2,232,435
当期一般正味財産増減額	△ 959,140	△ 1,836,840	5,028,415	0	2,232,435
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0
Ⅱ 指定正味財産増減の部					0
当期指定正味財産増減額					0
一般正味財産期首残高					0
一般正味財産期末残高	△ 959,140	△ 1,836,840	5,028,415	0	2,232,435

第 3 号議案

定款の一部改正について

定款の一部改正について

定款の一部改正(案)新旧対照表	
現 行	改 正 案
第5章 役員 (役員の設置) 第20条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事5名以上18名以内 (2) 監事3名以内 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。 3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事として、副会長及び専務理事をもって同法に規定する業務執行理事とする。 第21条 理事及び監事は会員総会の決議によって選任される。 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を遂行する。 3 副会長及び専務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 第6章 理事会 (権限) 第30条 理事会は、次の職務を行う。 (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職	第5章 役員 (役員の設置) 第20条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事5名以上18名以内 (2) 監事3名以内 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。 3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長をもって同法に規定する業務執行理事とする。 第21条 理事及び監事は会員総会の決議によって選任される。 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を遂行する。 3 副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 4 会長、副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 第6章 理事会 (権限) 第30条 理事会は、次の職務を行う。 (3) 会長、副会長の選定及び解職

報告事項

公益目的支出計画実施報告書について

令和7年5月28日

三重県知事

一見勝之 殿

法人の名称 一般社団法人三重県猟友会

代表者の氏名 中垣 和穂

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり 令和 6 年度（ 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

(2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号		事業の内容
継	1	三重県の貴重な自然環境の維持及び生態系の保全に貢献し、人と野生鳥獣との共生を図る事業

(1) 計画記載事項

事業の概要	
(事業の趣旨) 今日における環境問題に伴い、日本古来の野生生物が減少し絶滅の危機に瀕している野生鳥獣がある一方で、特定の鳥獣や外来生物が増加傾向にあることから、野生動物の生態系に影響が生じている。本事業は、鳥獣保護増殖事業、狩猟鳥獣放鳥事業、特定鳥獣モニタリング事業を実施することにより、三重県の貴重な自然環境の維持及び生態系保全に貢献し、人と野生鳥獣が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 (事業の内容) 1. 鳥獣保護増殖事業 (内容)野性鳥獣の好む実のなる木、樹木等の植栽、播種することにより、鳥類が生息しやすい環境づくりを行い、鳥類の保護を図る。本事業は、自然保護運動を実施している地方公共団体に対する支援を積極的に行い、鳥類の保護に取り組んでいる。活動については以下のとおりである。学校が行う「小鳥のさえずる森」作りに協力参加し、苗木及び双眼鏡の寄贈を行う。また、会員に対しては、狩猟の永続を図るための鳥類保護の必要性を啓蒙する。 2. 狩猟鳥獣放鳥事業 (内容)本事業では、狩猟したキジを放鳥することにより、猟野におけるキジの個体数の確保及び保護増殖を図る。本事業活動は20年以上実施されており、今後も継続していく。また、キジの総数に対し、野生化率を向上するための方策を講じており、放鳥にあたっての留意事項は、放鳥場所の選定、一箇所放鳥数、放鳥個体の吟味、放鳥時期の4つがある。 3. 特定鳥獣モニタリング事業 (内容)本事業は、鳥獣対策委員会で協議される鳥獣保護及び増殖、個体調整等に関連しているため三重県の委託事業として毎年実施している。この事業は、人とニホンジカとの共生を図ることを目的としている。三重県内でニホンジカによる農林業や生態系被害の影響が出てきていることから、人間とニホンジカの間に軋轢が生じている。これを軽減するため、本事業では特定鳥獣であるニホンジカのモニタリングを行っている。具体的には、ニホンジカの捕獲個体の、下顎、子宮、歯及び捕獲情報を収集、処理整理する。	
① 当該事業に係る公益目的支出の見込額	5,253,000 円
② 当該事業に係る実施事業収入の見込額	3,524,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
本年度においては、鳥獣保護増殖事業として実のなる木の植栽を公園等を実施し、狩猟鳥獣放鳥事業では、キジを山野に144羽を放鳥した。 また、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、公共交通機関のJR沿線沿いにてシカの捕獲及び野生イノシシにおける豚熱の感染拡大を防止するために、捕獲強化により生息密度の低減を目的にイノシシの捕獲を行った。 三重県より狩猟等安全対策事業補助金として、銃の所持者が狩猟・有害において安全に従事するために、狩猟前練習として射撃練習を実施した。三重県が開催する『獣害フォーラム』において、狩猟者の担い手を増やす目的でシューティングシミュレーター貸出しの、貸出料である。	
① 当該事業に係る公益目的支出の額	86,395,396 円
② 当該事業に係る実施事業収入の額	79,623,968 円
③ (①-②)の額	6,771,428 円
④ 当該事業に係る損益計算書の費用の額	86,395,396 円
⑤ 当該事業に係る損益計算書の収益の額	79,623,968 円

①及び②に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由^{注1}

ほぼ計画とおりであると考えられる。

注1:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(3) 実施事業資産の状況等

番号 ^{注2}	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に 取得した場合の 取得価額	前事業年度末日 の帳簿価額	当該事業年度 末日の帳簿価額	使用の状況
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	

注2:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・a1・など)を記載してください。

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の 収益の額	②実施事業 収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注3}
事業収益	78,595,000 円	78,595,000 円	指定管理鳥獣捕獲等事業委託費に係る対価収入であるため、実施事業収入とする
受取補助金	925,000 円	925,000 円	狩猟等安全対策事業補助金は有害・狩猟・認定事業を行うための安全対策であるため実施事業収入である
雑収益	103,968 円	103,968 円	三重県が開催する『獣害フォーラム』において狩猟者の担い手を増やす目的で、シューティングシミュレーター貸出しの貸出料である
	円	円	
計	79,623,968 円	79,623,968 円	

注3:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の 費用の額	②公益目的 支出の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注4}
その他	86,395,396 円	86,395,396 円	異なる費用科目はないため(1)と(2)は同額である。
	円	円	
計	86,395,396 円	86,395,396 円	

注4:①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【 令和 6 年度(令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)の概要】

1. 公益目的財産額	41,013,827 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	35,322,644 円
①前事業年度末日の公益目的収支差額	28,551,216 円
②当該事業年度の公益目的支出の額	86,395,396 円
③当該事業年度の実施事業収入の額	79,623,968 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	5,691,183 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 ^注	
計画策定時点の見込みに比べ、当該事業年度末の公益目的収支差額が上回ってはいるが、公益目的支出計画の実施期間11年間である一方、公益目的収支差額の計画額との差額は、今後の実施事業の規模を鑑みても公益支出計画の実施に関して影響がないと考えられる。	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み	令和17年3月31日
	②. ①より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	41,013,827 円	41,013,827 円	41,013,827 円	41,013,827 円	41,013,827 円
公益目的収支差額	20,748,000 円	28,551,216 円	22,477,000 円	35,322,644 円	24,206,000 円
公益目的支出の額	5,253,000 円	73,860,678 円	5,253,000 円	86,395,396 円	5,253,000 円
実施事業収入の額	3,524,000 円	72,569,000 円	3,524,000 円	79,623,968 円	3,524,000 円
公益目的財産残額	20,265,827 円	12,462,611 円	18,536,827 円	5,691,183 円	16,807,827 円

※前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

(4)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業等会計で「共通」に区分された収益・費用について】

損益計算書の「実施事業等会計」において「共通」の会計区分を設けている場合、その収益・費用について記載してください。
「共通」の会計区分を設けていない場合は、本表の作成は不要です。

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の収益の額	②実施事業収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注1}
	円	円	
	円	円	
計	0 円	0 円	

注1:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の費用の額	②公益目的支出の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注2}
	円	円	
	円	円	
計	0 円	0 円	

注2:①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

(1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 ^{注1}
その他の主要な事業については、特に内容や実施方法等に変更はない。

注1: その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容や実施方法に変更があった場合に、事業番号、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。
また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨記入してください。

(2) 資産の取得や処分、借入について

実施内容(計画の変更内容)及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 ^{注2}
高額な資産の取得や処分、多額の借入等行っていない。

注2: 「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借入や施設の更新、高額財産の取得・処分等の活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。
また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもの以外で、法人全体の財務に大きな影響を与える活動を新たに予定する場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨記載してください。

別表B〔公益目的支出計画実施報告書〕

【引当金等の明細】

(1) 実施事業に係る引当金

番号	引当金の名称	期首残高	当期増加額	目的	当期減少額		事業		期末残高
					目的使用	その他	区分	番号	
1	退職給付引当金	590,000 円	244,800 円	退職給付金	0 円	円			834,800 円
		円	円		円	円			0 円
		円	円		円	円			0 円

(2) (1)以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称	期首残高	当期増加額	目的	当期減少額		期末残高
					目的使用	その他	
		円	円		円	円	0 円
		円	円		円	円	0 円

(3) 「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたものの^注

番号	財産の名称	期首の価額	当期増加額	目的	当期減少額		期末の価額
					目的使用	その他	
		円	円		円	円	0 円
		円	円		円	円	0 円

注：算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合については、当該未処理額は記載不要です。なお特に記載すべき内容がない場合は空欄のままにしてください。

令和7年5月30日

一般社団法人 三重県猟友会
会 長 中垣 和穂 様

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの当法人の事業年度の公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及びその使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要会議に出席し、理事等からその職務執行について報告を受け、書類等を閲覧することにより、公益目的支出計画実施報告書が、法令又は定款に従いし、当法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているかどうかについて監査をしました。

2. 監査結果

(1) 公益目的支出計画実施報告書の監査結果

公益目的支出計画実施報告書の監査報告は、法令及び定款に従い、当法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

一般社団法人 三重県猟友会

監 事 森 徹也



監 事 浦林 敏生



監 事 山口 和宏



令和6年度 支部別会員数

R7.3.31

支部名	網	わな	第一種	第二種	合 計
桑名	0	17	23	6	46
いなべ	0	19	46	3	68
四日市	0	36	74	5	115
菰野	0	30	23	1	54
鈴鹿	0	4	44	2	50
亀山	0	32	35	1	68
津	0	151	125	6	282
松阪	0	96	104	2	202
多気	0	21	16	0	37
明和	0	3	15	0	18
大台	0	29	32	3	64
伊勢	0	27	79	0	106
鳥羽	0	25	27	1	53
志摩	0	52	42	4	98
南伊勢	0	26	45	0	71
度会	0	10	30	1	41
玉城	0	5	15	1	21
大紀	0	30	15	4	49
名張	0	61	36	2	99
伊賀	0	154	61	5	220
紀北	0	19	14	0	33
尾鷲	0	14	14	0	28
紀南	0	106	100	4	210
合計	0	967	1,015	51	2,033

会員数の推移

年 度	網	わな	第一種	第二種	合 計
25年度	3	752	1,468	22	2,245
26年度	5	793	1,405	21	2,224
27年度	1	851	1,375	28	2,255
28年度	1	899	1,324	24	2,248
29年度	1	916	1,312	20	2,249
30年度	0	946	1,285	35	2,266
令和元年度	1	960	1,193	30	2,184
令和2年度	1	962	1,187	33	2,183
令和3年度	2	954	1,152	42	2,150
令和4年度	1	987	1,110	48	2,146
令和5年度	1	958	1,060	50	2,069
令和6年度	0	967	1,015	51	2,033

一般社団法人三重県猟友会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県猟友会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、狩猟知識の普及及び狩猟道德の向上を通じて、有益鳥獣の保護及び鳥獣資源の確保並びに狩猟の適正化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 狩猟道德及び狩猟技術の向上に関する事業
- (2) 有益鳥獣の保護及び増殖に関する事業
- (3) 鳥獣資源の調査研究及び活用に関する事業
- (4) 有害鳥獣の駆除に関する事業
- (5) 鳥獣行政への協力に関する事業
- (6) 狩猟免許取得希望者に対する予備講習会の実施等の普及事業
- (7) 講習会・射撃大会等による育成事業
- (8) 会員の各種申請事務の代行業務
- (9) 官公署から委託された事業並びに猟区に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

理事会が承認する場合を除き、当法人の目的並びに事業内容の全部又は、同一又は類似する組織に属さない者

ア 銃会員

猟銃又は空気銃の所持許可及び銃猟その他の狩猟免許を所持し、銃猟又は銃猟及

びその他の狩猟登録を行う個人

イ わな会員

わな猟又はわな猟及びその他の狩猟免許を所持し、わな猟又はわな猟及び網猟の狩猟登録を行う個人

ウ 網会員

網猟又は網猟及びその他の狩猟免許を所持し、網猟のみ狩猟登録を行う個人

(2) 名誉会員

この法人の発展に著しく貢献した個人で、総会で決議された個人

2 前項の正会員のうち、原則 50 人に 1 人の割合で選出された代議員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。また、端数の取扱については理事会で定める。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 代議員の任期は選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 法人法第 112 条の規定については、社員を正会員と読み替えて適用する。

（入会）

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、会員総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

（入会金及び会費）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会費の額及び納入方法については総会で定める。

3 既に納めた会費は、退会したとき又は除名されたときには返金しない。

4 会員は、本会から特別のサービスを受けた場合、受益に応じた手数料を支払う義務を負う。

5 前項の特定のサービス及びその手数料の金額及び納入方法については理事会で定める。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員総会の 1 週間前までに当該会員にその旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費の納入がされなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、全ての代議員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時会員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対して、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において、出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 会員総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。

5 会員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した代議員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 代議員が会員総会の目的である事項につき提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を理事会において定めるものとし、第15条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該会員総会において選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

4 前条の規定により作成した会員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第17条第4項の委任状その他の代理権を証明する書面及び第17条第5項の議決権行使書については、前項の規定を準用する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 18 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、3 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長及び専務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第 20 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任より退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）のこの法人に対する損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによるこの法人に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。

(顧問及び参与)

第28条 この法人に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

4 相談役は、この法人の運営について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第 6 章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、原則として副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、原則として副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事、監事が理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第22条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

4 前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面については前項の規定を準用する。

第7章 資産及び会計

(資産)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成し、理事会の定める方法に従って会長が管理する。

- (1) 設立当初寄付された財産
- (2) 会費
- (3) 交付金及び補助金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の雑収入

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、この法人の資産をもって支弁する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日

までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。この場合において、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は定時会員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第9章 公告の方法

(公告)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 10 章 事務局その他

(事務局)

第45条 この法人に事務局を置く。

2 職員の任免は会長が行う。

3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の実施のための手続き及びその他必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は次に掲げる者とする。

会長 (代表理事)	中垣 和穂
--------------	-------

附則

この定款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成 29 年 6 月 13 日一部改正